

(様式 2)

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 234 条第 2 項、地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 5 号及び横浜市契約事務委任規則第 4 条第 4 項第 2 号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和 7 年 6 月 24 日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

1 契約の概要

業務用給湯器子機左右部品交換修理

2 履行（納品）場所

横浜市立滝頭小学校（磯子区丸山 2 丁目 2 5 番 1 号）

3 契約日

令和 7 年 6 月 3 日

4 履行日又は履行期間

令和 7 年 6 月 3 日から令和 7 年 6 月 3 0 日

5 契約金額

5 9 8, 4 0 0 円

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市旭区中白根 3 - 2 4 - 1 8

株式会社 森川工業

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

滝頭小学校において、給食室の給湯器が故障し流し用の湯温が上がらない状態となった。学校運営上支障をきたすため緊急での修繕を行った。

8 契約の相手方の選定理由

横浜市一般競争入札有資格者名簿から、速やかに対応が可能である業者を選定した。

9 所管

横浜市立滝頭小学校